



七 埼玉県男女共同参画推進条例の施行に関すること。

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。

九 売春防止法の施行に関すること。

十 社会福祉法の施行（主として婦人保護施設を運営する法人の認可等に係るものに限る。）に関すること。

十一 婦人相談センター及び男女共同参画推進センターとの連絡調整に関すること。

十二 前各号のほか、人権に係る施策の推進並びに女性の地位向上及び男女平等の推進に関すること。

第七条の二スポーツ振興課の項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 障害者基本法の施行（障害者スポーツに係るものに限る。）に関すること。  
第七条の二オリピック・パラリンピック課の項及び男女共同参画課の項を削る。

第八条社会福祉課の項第七号中「、そうか光生園障害者歯科診療所及び障害者交流センター」を「及びそうか光生園障害者歯科診療所」に改め、同条障害者福祉推進課の項第一号中「施行」の下に「（スポーツ振興課において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十二号中「及び伊豆潮風館」を「、伊豆潮風館及び障害者交流センター」に改め、同条障害者支援課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（医療的ケア児支援センターの指定等に関することに限る。）に関すること。

第九条生活衛生課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 愛玩動物看護師法の施行に関すること。  
第九条食品安全課の項第十一号中「食品安全局長」を「食品衛生安全局長」に改める。

第十条人材活躍支援課の項第六号及び第七号を削り、同条多様な働き方推進課の項第七号及び第八号中「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（多様な働き方の推進に係るものに限る。）」を「多様な働き方の推進」に改める。

第十一条森づくり課の項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 第七十五回全国植樹祭の開催に関すること。

第十二条河川砂防課の項第一号中「及び維持管理（排水機場及び水門に係るもの

に限る。）」を削り、同条河川環境課の項第一号中「（河川砂防課において所掌するものを除く。）」を削る。

第十三条都市計画課の項第十一号から第十四号までを次のように改める。

十一 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

十二 景観法の施行（農業政策課において所掌するものを除く。）及び埼玉県景観条例の施行に関する事。

十三 屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の施行に関する事。

十四 さいたま市都市整備公社に関する事。

第十三条都市計画課の項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建築安全センターとの連絡調整（都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事に限る。）に関する事。

第十三条市街地整備課の項第四号中「施行」の下に「（住宅課において所掌するものを除く。）」を加え、同条田園都市づくり課の項を削り、同条建築安全課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行（容積率の特例に関する事に限る。）に関する事。

第十三条住宅課の項第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する事。

第六十七条第二項第十号及び第三項第十号中「すべり防止工事」を「地すべり防止工事」に改める。

第二百二十五条第一号中「及び綾瀬川流域」を「綾瀬川流域及び入間川流域」に改める。

第三百三十一条の十五第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第百八十七条の表中

埼玉県同和対策協議会

知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。

人権推進課

を

埼玉県同和対策協

知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を

課

<p>埼玉県都市計画審議会</p>	<p>都市計画法の規定によりその権限に属する都市計画区域及び準都市計画区域の指定、変更及び廃止並びに都市計画の決定及び変更についての調査審議、知事が諮問する都市計画に関する事項についての調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議並びに建築基準法及び土地区画整理法の規定によりその権限に属する事項に関する事務</p>	<p>埼玉県開発審査会</p>	<p>都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務</p>
<p>都市計画課</p>		<p>都</p>	

を

<p>埼玉県スポーツ推進審議会</p>	<p>スポーツ基本法の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。</p>
<p>スポーツ振興課</p>	

に、

<p>埼玉県スポーツ推進審議会</p>	<p>スポーツ基本法の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。</p>	<p>埼玉県男女共同参画審議会</p>	<p>知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、並びに男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び意見を述べる。</p>
<p>スポーツ振興課</p>		<p>男女共同参画課</p>	

を

<p>埼玉県男女共同参画審議会</p>	<p>知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、並びに男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び意見を述べる。</p>	<p>議会議会</p>	<p>調査審議する。</p>
<p>人権・男女共同参画</p>			

に、

埼玉県景観審議会	知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
	田園都市づくり課

埼玉県都市計画審議会	都市計画法の規定によりその権限に属する都市計画区域及び準都市計画区域の指定、変更及び廃止並びに都市計画の決定及び変更についての調査審議、知事が諮問する都市計画に関する事項についての調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関への建議並びに建築基準法及び土地区画整理法の規定によりその権限に属する事項に関する事務
埼玉県開発審査会	都市計画法第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属する事項に関する事務
埼玉県景観審議会	知事の諮問に応じ、景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
	都 市 計 画 課

改める。

第百八十八条第一項の表企画財政部の項中「及び議会等」を「、議会及び行政管  
理等」に、「行政経営」を「行政改革」に改め、県民生活部の項を次のように改め  
る。

県民生活部	県民スポーツ文化局長	上司の命を受け、県民生活の向上、スポーツ及び文化に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に關する総合調整の事務を掌理し、その職員を指揮監督する。
	県民共生局長	上司の命を受け、共生社会づくりの推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に關する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理する。

に

するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第一項の表保健医療部農林部の項を次のように改める。

保健医療部 農林部	食品衛生安全 局長	上司の命を受け、農畜産物生産及び食品の安全性、適正流通の確保並びに食品衛生及び生活衛生等並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
--------------	--------------	---

第百八十八条第一項の表保健医療部農林部の項の次に次のように加える。

保健医療部	健康政策局長	上司の命を受け、健康の増進、疾病対策及び薬務行政の推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	医療政策局長	上司の命を受け、医療及び感染症対策の推進に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第百八十八条第三項の表総務部の項の次に次のように加える。

環境部	地域エネルギー ―企画幹	上司の命を受け、地域エネルギーに関する事務その他特に指定された事項を処理するとともに、これらの事務について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
保健医療部	医療政策幹	上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

	ワクチン対策 幹	上司の命を受け、新型コロナウイルスワクチンの接種促進及び接種体制の整備に係る事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
--	-------------	--

第百八十八条第三項の表産業労働部の項の次に次のように加える。

都市整備部	産業基盤対策 幹	上司の命を受け、特定の地域の産業基盤づくりに関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
-------	-------------	---

第百八十八条第三項の表県民広聴課の項の次に次のように加える。

人権・男女 共同参画課	共生推進幹	上司の命を受け、共生社会づくりの推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
----------------	-------	--

第百八十八条第三項の表感染症対策課の項中「関する事務」の下に「その他特に指定された事項」を加え、「、所属の職員を指揮監督する」を「職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する」に改める。

第百八十八条第三項の表畜産安全課の項の次に次のように加える。

森づくり課	全国植樹祭推 進幹	上司の命を受け、全国植樹祭に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
-------	--------------	---

第百八十八条第四項中「副報道長にあつては報道長に限り、企画幹にあつては、知事室長、報道長及び統括参事を除き、室長付及び副室長にあつては、報道長及び統括参事を除く」を「企画幹にあつては、参事、副部长、雇用労働局長及び行政監察幹に限り、副報道長にあつては報道長に限り、室長付及び副室長にあつては、知

事室長、参事、副部长、雇用労働局長及び行政監察幹に限る」に改め、同項第二号中「参事」を「統括参事」に改め、同項第三号中「副部长」を「参事」に改め、同項第五号中「雇用労働局長」を「副部长」に改め、同項第六号中「統括参事」を「雇用労働局長」に改め、同項に次の五号を加える。

八 医療政策幹

九 ワクチン対策幹

十 次世代産業幹

十一 経済対策幹

十二 産業基盤対策幹

第九十二条第三項の表児童相談所、保健所、埼玉県発達障害総合支援センター及び埼玉県衛生研究所の項中「、埼玉県発達障害総合支援センター」を削る。

#### 附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条生活衛生課の項の改正規定は、令和四年五月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、県民生活部人権推進課及び男女共同参画課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、県民生活部人権・男女共同参画課に勤務を命ぜられたものとする。